

## 平成21年度 NHKと関連団体との取引について

平成21年度のNHKと関連団体との一定規模以上の取引については、以下のとおりです。

### 1. 対象とする取引の規模

1件の契約金額が、以下の金額(注)を超えるもの(以下「取引」と称する。)としました。

- ・工事または製造 250万円
- ・財産の買い入れ 160万円
- ・物件の借り入れ 80万円
- ・その他の役務 100万円

(注) 経理規程第51条に基づき、少額のものとして随意契約できる場合の金額の基準を超える取引を対象としています。

### 2. 取引の総件数および取引総額

取引の総件数は1,794件、取引総額は1,483億円でした。

関連団体との取引については、「平成21～23年度 NHK経営計画」で競争を拡大していくこととしており、上記のうち、番組制作関係業務委託の886億円(127件)については、企画提案競争の導入を推進し、25年度に編成時間比率で委託番組の25～30%程度の競争化を目指します。

また、番組制作関係業務委託以外の取引597億円(1,667件)については、25年度に40%超の競争化を目指します。

### 3. 取引の分野別内訳

取引の分野別内訳は、以下のとおりでした。

区 分	件 数	金 額
番組制作関係業務	470件	938億円
技術関係業務	1,016件	312億円
営業・広報関係業務	136件	159億円
管理関係業務	172件	74億円
計	1,794件	1,483億円

(注) 金額は、単位未満を切り捨てて表示しているため合計が一致しない場合があります。以下同じ。

平成20年度 計	1,746件	1,379億円
----------	--------	---------

#### 4. 取引の評価

NHKの経理規程および業務委託基準に基づき、求められる要件を満たしているかどうか、特に随意契約の要件を満たしているかどうかをNHKが自ら全件を点検しました。

また、金額で全体の約9割を占める1件3,000万円を超える取引については、外部有識者で構成する「入札契約委員会」の点検・助言を受けています。

その結果、基本的にはいずれも要件を満たしていると判断しました。

随意契約については、引き続き、見直しの余地がないかを点検し、やむを得ないものを除いて、順次可能なものから競争契約への移行に努めていきます。

(1) 競争契約を実施した主なものは、次のとおりです。

主な契約件名	件数	金額
<ul style="list-style-type: none"> <li>・デジタルテレビ中継放送所送信設備整備工事等</li> <li>・NHK共同受信施設大規模改修工事</li> <li>・障害対策共聴の地上デジタル伝送確認調査</li> <li>・共同受信施設の緊急故障修理・点検調査等の保守業務</li> <li>・自主共聴地デジ導入促進業務（受信点調査等）など</li> </ul>	581件	182億円

平成20年度計	361件	103億円
---------	------	-------

(参考) 21年度における競争化率は37%（番組制作関係業務委託を除く）でした。算定にあたっては、競争化により関連団体が受注した上記の182億円のほか、関連団体以外の一般事業者が受注した30億円等を含んでいます。

なお、21年度を初年度とするNHK経営計画において、25年度に40%超を競争化することとしています。

(2) 随意契約の理由別の内訳は、次のとおりです。

区分	件数	金額
① 公共放送サービスの質を確保するため、関連団体のノウハウを活用することが不可欠な業務委託	189件	1,094億円
－1 放送番組の企画・制作とそれに関連する放送分野の業務委託	121件	861億円
－2 放送施設の管理、放送番組の周知宣伝、受信料徴収に関する業務等の支援分野の業務委託	68件	232億円
② 契約の性質または目的が競争に適しない場合	998件	144億円
－1 NHKの業務運営上、特殊の物品または特殊の技術を必要とするとき	753件	113億円
－2 特許・実用新案・著作権など独占的な権利の許諾を必要とするとき	17件	10億円

区 分	件 数	金 額
－ 3 既設設備の改修・管理・保守関連のとき	228 件	20 億円
③ 緊急の必要により競争を行う時間がない場合	7 件	0.3 億円
④ 法令の規定により、契約の相手方が一者に定められている場合	6 件	2.4 億円
⑤ その他特別な事由がある場合	13 件	3.8 億円
計	1,213 件	1,301 億円

(注) 複数の理由に該当する契約については、そのうちの主なものに区分しています。

平成20年度 計	1,385 件	1,276 億円
----------	---------	----------

### ○ 関連団体の役割

関連団体は放送法に基づいて出資・設立されたもので、NHKの業務を補完・支援することを基本とし、業務の効率的推進を主な目的としています。各関連団体は、公共放送にふさわしい番組の制作や放送設備の維持・管理などに関する優れた技術や専門的な知識をNHKから承継しており、NHKと共同して公共放送事業を遂行しています。

公共放送としての役割を果たすためには、これらの専門能力を活用することが不可欠となります。

平成21年度は、業務の集約・再編成に伴い、制作・送出技術業務、営業事務情報処理業務等における関連団体の活用により、関連団体との随意契約は前年度比で増加しています。

その一方で、「平成21～23年度 NHK経営計画」に掲げた関連団体との取引の競争拡大の取組として、デジタルテレビ中継放送所送信設備整備工事の競争化を拡大したこと等により、競争契約も前年度比で増加しています。

### ○ 番組制作業務の委託

関連団体との取引の多くを「番組制作業務の委託」が占めています。

番組の制作委託にあたっては、公共放送にふさわしい番組としての品質管理が求められるため、一定水準の制作能力とノウハウが必要となります。美術や制作技術などの番組制作に関連する業務も、固有の技術と経験が必要です。

番組の企画制作は、番組1本ごとに内容や制作手法がすべて異なるという特性があり、競争入札にはなじまないため、どのような番組を制作し放送するかを決定する段階で、制作費の効率性にも配慮しながら、企画提案の内容によって採否を決定しています。

## ○ 随意契約の適正化の取り組み

NHKでは、競争性確保の観点から関連団体への業務委託のあり方を検討し、これらの見直し結果を含めた「随意契約見直し計画」を策定して、随意契約の適正化に取り組んでいます。

また、関連団体との取引について、より一層の透明性・公平性を図る観点から、「平成21～23年度 NHK経営計画」の中で競争契約を推進することとしています。

具体的には、番組制作関連について、今後さらに企画提案競争を拡大することとし、25年度に企画競争を編成時間の比率で、委託番組の25～30%程度に高めていくこととします。番組制作関連以外については、業務の性質が許す限り競争的手法を導入し、25年度に40%超（平成19年度ベース）を競争化することを目指します。

なお、随意契約を継続するものは、外部監査法人による実地調査を実施して関連団体が実際に支払った額を確認するなど、契約金額の妥当性の検証をより積極的に行っていきます。

## <参考> 関係する諸規定

### 1. 関連団体との取引の評価・公表に関する規定

#### 関連団体運営基準 第23条

NHKは、関連団体との一定規模以上の取引について、毎年度その取引が適正に行われているかどうかの評価を取りまとめて、理事会および経営委員会に報告し、公表する。

### 2. 業務委託の実施に関する規定

#### 放送法第9条の2

協会は、テレビジョン放送による外国人向け委託協会国際放送業務を円滑に遂行するため、・・・(中略)・・・業務を行うことを主たる目的とする会社を一に限り子会社・・・(中略)・・・として保有しなければならない。

- 2 協会は、テレビジョン放送による外国人向け委託協会国際放送業務を行うに当たっては、・・・(中略)・・・協会が定める基準に従い、当該業務の一部を前項に規定する子会社に委託しなければならない。

(第3項 略)

#### 同 第9条の3

協会は、・・・(中略)・・・第9条第1項の業務・・・(中略)・・・については、協会が定める基準に従う場合に限り、その一部を他に委託することができる。

- 2 前項の基準は、同項の規定による委託をすることにより、当該委託業務が効率的に行われ、かつ、第9条第1項の業務等の円滑な遂行に支障が生じないようにするものでなければならない。

(第3項 略)

(※) 放送法第9条は、第1項でNHKの本来業務(テレビ、ラジオの放送等)、第2項で任意業務(本来業務に附帯する業務等)を定めている。

#### 業務委託基準 第2条

協会は、・・・(中略)・・・業務の一部を協会以外の者に委託する場合には、放送番組の編集に関する自主性を堅持するとともに協会の公共放送としての目的達成に支障を来さないものとする。

- 2 協会が協会以外の者に委託する業務(以下「委託業務」という。)は、委託することが自ら実施するよりも経済性等において有利であり、委託することによりすぐれた成果を得られることが十分に期待されるものでなければならない。

#### 外国人向け委託協会国際放送業務の委託に関する基準 第2条

協会は、テレビジョン放送による外国人向け委託協会国際放送業務の一部を国際放送子会社に委託する場合には、放送番組の編集に関する自主性を堅持するとともに協会の公共放送としての目的達成に支障を来さないものとする。

- 2 協会が国際放送子会社に委託する業務（以下「委託業務」という。）は、委託することによりテレビジョン放送による外国人向け委託協会国際放送業務の円滑な遂行に資するものでなければならない。

#### 業務委託契約要領

##### 3. 業務委託費の算定

NHKが支払う業務委託費は、委託業務の内容に照らし社会的に公正かつ妥当で、経済的なものでなければならない。（以下、略）

### 3. 随意契約に関する規定

#### 経理規程 第51条

契約は、競争によることを原則とする。

ただし、次の場合には随意契約とすることができる。

- (1) 契約の性質または目的が競争に適さないとき
  - (2) 緊急の必要により、競争に付している時間がないとき
  - (3) 法令その他これに準ずるものにより価格が明らかなとき
  - (4) 少額のもの
  - (5) その他競争に付すことを適当としないとき
- 2 第1項の競争は、入札、プロポーザル、競争見積等適切な方法をもって行う。

#### 業務委託基準 第3条第1項

協会は、業務の専門性、特殊性等から他に委託先がない場合等やむを得ない場合を除き、競争契約を原則として、当該委託業務を遂行するのに十分な能力を有する者の中から、当該委託業務の内容、実施方法及び実施期間、経済性等を考慮し、業務の遂行上最も適当と認められる者を、受託者として選定する。

#### 業務委託契約要領

##### 2. 受託者の選定

受託者の選定にあたっては、契約の公正性および透明性を確保するため、次による場合を除き、競争によることを原則とする。

- (1) 公共放送サービスの質を確保するため、当該業者のノウハウを活用することが不可欠な場合
- (2) 削除
- (3) 著作権、特許権等の排他的権利の保護との関連で業者が限定される場合
- (4) 既設設備との関連で業者が一者に限定される場合
- (5) 緊急の必要により競争に付している時間がない場合
- (6) 法令の規定により、契約の相手方が一者に定められている場合
- (7) その他特別な事由で業者が一者に限定される場合